

綾瀬市農業委員会委員候補者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市農業委員会委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置、組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市農業委員会委員の候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、その適性、意欲等を総合的に検討するため、選定委員会を設置する。

(所掌事務等)

第3条 選定委員会は、前条の目的を達成するにあたり、候補者の選定に関する事項を審議する。

2 選定委員会は、候補者の選考にあたり、推薦又は募集に際し提出される書類により、候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて面接その他適当と認められる方法により審査を行うものとする。

(組織)

第4条 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農業委員会長及び職務代理者
- (2) 農政担当主管部長
- (3) 人事担当主管部長
- (4) 農業委員会事務局長
- (5) 農政担当主管課長

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は農業委員会長、副委員長は農政担当主管部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集し会議の議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

4 選定委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第7条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月11日から施行する。